



東大阪市立男女共同参画センターで 市民協働事業の募集をします。

市民協働事業は、男女共同参画社会実現のために、市内で活動するグループや団体・市民と、男女共同参画センター・イコラームを運営する指定管理者が協働して、講座や展示・交流会・上映会などの事業を実施するものです。

市民の皆さんが実施する イベント・講座・展示に協力します！

市内で活動するグループや団体・市民のみなさんが開催する催しについて、
指定管理者が主に広報の協力をします。

グループや団体だけではなく、個人での申請も可能です。

東大阪市第3次男女共同参画推進計画に添う事業が対象となります。

チラシの
配布



イコラームの
ウェブサイト
に掲載



一時保育の
実施



* 申請者の主催で催しを実施してください。事業にかかる経費は申請者が負担します。

* チラシの作成について、記載内容を印刷前にご相談ください。

* 事業終了後、速やかに報告書を作成、提出ください。

募集詳細

受付期間：随時

実施時期：平成30年度（平成31年3月末）内に実施

* 日時や会場、内容など確定した上で、申請してください。

申請方法：所定の申請用紙を東大阪市立男女共同参画センター・イコラームに提出

協力基準：東大阪市第3次男女共同参画推進計画に沿う事業

※応募用紙の返却はいたしません。



東大阪市立男女共同参画センター 市民協働事業 実施要綱（一部抜粋）

◆市民協働事業について

男女共同参画センター登録団体、その他の市民団体、グループ、NPO 等および市民が男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画センター指定管理者と協働して実施する事業です。

◆対象となる事業について

- (1) 男女共同参画社会の実現のために企画された事業であること
- (2) 広く市民に開かれた事業であること
- (3) 各年度内に実施すること
- (4) 営利を目的とした事業でないこと
- (5) 入場料の徴収、物品の販売を伴う事業でないこと

◆協働の対象について

- (1) 東大阪市内に活動拠点があること
- (2) 政治又は宗教活動を主たる目的としていないこと
- (3) 東大阪市立男女共同参画センター条例第7条または同条例施行規則第8条(4)(5)に該当して
いないこと

◆申請方法について

①市民協働事業申請書（様式1） ②市民協働事業計画書（様式2） ③市民協働事業名簿（様式3）
その他参考資料（任意）を添付して、男女共同参画センター・イコーラムに提出してください。
*様式は、男女共同参画センター・イコーラムのホームページからダウンロードできます。

◆実施決定について

東大阪市第3次男女共同参画推進計画に添うと判断した事業につき、市民協働事業実施決定書（様式5）により応募者に通知します。

*東大阪市第3次男女共同参画推進計画 <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000001977.html>

◆実施報告について

事業終了後速やかに市民協働事業実施報告書（様式6）を男女共同参画センター・イコーラムに提出してください。

*詳しくは、下記までお問い合わせください。

申込・問合せ先

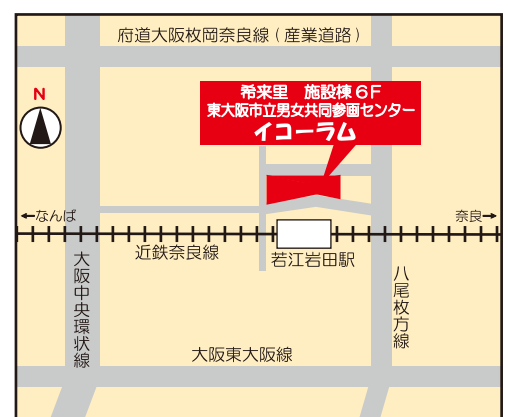
〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600

東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム

指定管理者：ドーン財団（（一財）大阪府男女共同参画推進財団）

TEL 072-960-9201 FAX 072-960-9207

Eメール ikoramu@nifty.com



(様式2)

平成 年 月 日

東大阪市立男女共同参画センター
市民協働事業計画書

団体名 _____

◆企画

事業名	
事業の目的	
開催予定日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会場	ホール ギャラリー 第1研 第2研 第3研 第4研 学習室 その他
対象・定員	人
参加費	円
予定講師	<input type="checkbox"/> プロフィールを添付
一時保育	必要 不要
内容	<input type="checkbox"/> 詳細資料あり

◆予算概要

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
合計		合計	

